

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	建築物等の移転又は除却の認可
概 要	個人施行者、組合又は区画整理会社は、自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又は命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第77条第7項
審査基準	◎次の1、2、4又は1、3、4の条件を満たしていること。 1 施行者が次のいずれかの場合において、建築物等の移転・除却を行う必要があること（法第77条第1項）。 ・法第98条第1項の規定により、仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合 ・法第100条第1項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合 ・公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合 2 施行者が法第77条第2項に定める通知及び照会の手続きを行ったが、建築物等の所有者及び占有者に、自ら移転又は除却する意思がないこと。 ・所有者及び占有者自ら移転又は除却してもらえるよう最大限の努力をすること。 3 施行者の過失がなくて建築物等の占有者を確知することができないときで、法第77条第4項及び第5項に定める公告手続きを行ったこと。 4 次の期限を経過した後であること。 (1) 2の場合においては、移転・除却する旨を建築物等の所有者及び占有者に対して通知している相当の期限 (2) 3の場合においては、当該公告で定めた相当の期限 (3) (1)、(2)の場合においてさらに、住居として使用されている建築物の場合は、相当の期限は3ヶ月を下ってはなりません。ただし、以下のものについてはこの限りではありません。 ・物置、ガレージその他これらに類するものの移転、若しくはひさし、屋外階段その他これらに類するものについて行う除却 ・法第76条の規定により、大阪市の許可を受けていない建築物又は除却を命じているもの、若しくはその旨が公告されたもの
標準処理期間	事実認定が難事であるため定めない。
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備 考	